

さくら館訪問リハビリテーション

運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団慶友会が開設するさくら館訪問リハビリテーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 さくら館訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 旭川市4条西4丁目2番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び勤務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の管理及び業務の管理のための必要な指揮命令を行う。
- (2) 理学療法士、作業療法士 3名以上（兼務）
利用者のリハビリテーション計画の作成及び同計画に基づいたリハビリテーションの提供を行う。
- (3) その他の職員（責任者） 1名（兼務）
業務の管理のための必要な書類の整理、連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金曜日（土曜、日曜、8月15日、12月30日～1月3日は休業日）
- (2) 営業時間 9：00～16：00
- (3) その他 老人保健施設が窓口となり24時間連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第6条 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内

容は次のとおりとし、指定訪問リハビリテーション又は指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合から算出された額とする。

(1) 理学療法

(2) その他必要なリハビリ

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旭川市内のうち、市内中心部、忠和、神居、旭町、大町、川端町、住吉、近文町、錦町、北門町、緑町、西、曙、亀吉、常磐町、宮下、神楽、神楽岡、高砂台、台場の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第8条 利用申込者及びその家族は、サービスの利用にあたっては、あらかじめ、事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の重要事項について、文書等により説明を受け、サービスを利用することとする。

(緊急時の対応等)

第9条 事業者は、指定訪問リハビリテーション等の提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医及び管理者に連絡するものとする。
2 報告を受けた管理者は、従業員と連携し、主治医への連絡が困難な場合など状況に応じて、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講じるとともに、関係機関等に報告をしなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2)事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3)事業所において、従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に

対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第 12 条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第 13 条 事業者は、提供した指定訪問リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 事業所は、すべての訪問リハビリテーション職員等に対し、個別の訪問リハビリテーション職員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- ② 継続研修 年 2 回以上

- 2 事業所は、すべての訪問リハビリ職員に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団慶友会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。